

大情審答申第 282 号
平成 22 年 12 月 17 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年 4 月 9 日付け大住吉生第19号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 22 年 2 月 23 日付け大住吉生第 569 号により行った部分公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 2 月 9 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の請求内容による公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書のうち、「民生委員・児童委員候補者名簿（区推薦会提出用）（墨江地区分、清水丘地区分、遠里小野地区分、東粉浜地区分、住吉地区分、長居地区分、依羅地区分、南住吉地区分、山之内地区分、苅田地区分、苅田南地区分及び苅田北地区分）（平成 19 年 10 月 19 日配付資料）」（以下「本件文書 1」という。）及び「主任児童委員候補者名簿（区推薦会提出用）（墨江地区分、清水丘地区分、遠里小野地区分、東粉浜地区分、住吉地区分、長居地区分、依羅地区分、南住吉地区分、山之内地区分、苅田地区分、苅田南地区分及び苅田北地区分）（平成 19 年 10 月 19 日配付資料）」（以下「本件文書 2」といい、本件文書 1 及び 2 を総称して「本件各文書」という。）について、条例第 10 条第 1 項に基づき、別表の（か）欄に掲げる情報を、条例第 7 条第 1 号に該当するとして、別表の（き）欄に掲げる理由を付して部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

なお、あわせて、別表の（さ）欄に記載の公文書を特定し、公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 3 月 9 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行

政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 住吉区は、平成 22 年 2 月 23 日付け大住吉生第 570 号決定書において、区民が民生委員・児童委員の氏名・住所・電話番号を情報公開請求したら、区民の居住地区を担当する委員の氏名情報だけ提供することが妥当であると考えている。
- 2 また、「住民に対し担当民生委員の情報を提供している実施機関のこのような取扱いや、地区住民であれば日常的に目にするであろう生活道路に委員の（氏名）住所を掲示している民生委員協議会の取扱いは、当該地区住民であれば知り得るが、それ以外のものが容易に知り得る状態とは認められず」とあり、一斉改選での新任・再任別がどの様に区民は分かるのか理解できない。
- 3 例えば、住吉地区では、民生委員活動 P R 用標示板が掲示されていない。 当方が、住吉区に当方の居住地区以外の委員の氏名・住所・電話番号を情報公開請求したら、上記事由により、当該地区住民ではないので拒否される。 当該地区準備会議事録を見ても、退任・再任・新任の候補者名は黒塗りされており、分からない。 上記 ~ をふまえて、本件各文書を見ても、誰が新任で、誰が再任か、委員名簿を担当地区外住民には情報公開しないのだから、どうしたら分かるのか理解できない。
- 4 実施機関の主張する「（委員全員が再任の場合）他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、非公開とした」の「他の情報」とは何か、分からない。
- 5 結論として、当方の居住地区以外の委員候補者名簿においては「新・再任別」は公開すること。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 民生委員等の選任について
民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「民生委員等」という。）は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって居住地で地域福祉の向上に努めるものとされているものである。また、各市町村の区域に配置され、区域ごとに民生委員協議会を組織している。
民生委員等は、3 年に一度一斉改選が行われ、直近の改選は平成 19 年度に行われた。その際、平成 19 年 11 月 30 日に在籍する民生委員等の全員が改選対象となった。
改選手順は、各地区で区長から委嘱を受けた地区準備会委員により地区準備会を開催し、民生委員等の候補者を選出し、区推薦会に内申する。なお、会議は非公開とされている。

次に、市長から委嘱又は任命を受けた区推薦会委員により区推薦会を開催し、内申に基づき検討を行い、民生委員等の候補者を選出し、市推薦会に内推薦する。なお、会議は非公開とされている。

その後、順次、市推薦会、大阪市長、厚生労働大臣へ候補者の推薦を行い、委嘱決定後、厚生労働大臣の委嘱状及び市長の区担当委嘱状等が民生委員等に交付される。

また、民生委員等には年齢要件が設けられており、平成 19 年度の一斉改選においては、平成 19 年 12 月 1 日を基準日として、年齢要件に見合った方を候補者としている。

2 条例第 7 条第 1 号該当性について

本件各文書は、民生委員等の名簿ではなく、候補者名簿であり、個人の順位、氏名、年齢、性別、職業、住所、公職、新・再任別及び備考まで一連の個人情報であり、とりわけ、新・再任別については、委員全員が再任でない場合は、個人が特定できない場合に当たると考えられるが、委員全員が再任の場合、当該情報と他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、非公開としたものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各文書について

本件各文書は、平成 19 年 10 月 19 日に開催された住吉区民生委員推薦会における配付資料であり、民生委員等の選任について、住吉区内の各地区における準備会で推薦された候補者を一覧にしたものである。

3 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第 7 条第 1 号を理由に一部を非公開とする本件決定を行ったことに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件各文書中の新・再任別の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件各文書の記載中における新・再任別の条例第7条第1号該当性である。

4 新・再任別の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報...であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例...の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等...である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 民生委員等の候補者氏名の条例第7条第1号該当性について

まず、本件各文書に記載されている民生委員等の候補者氏名の条例第7条第1号該当性について以下で検討する。

本件各文書に記載されている民生委員等の候補者氏名には、新たに推薦された候補者氏名のほか、民生委員等のうち、引き続き推薦される者の氏名が含まれている。

前者については、条例第7条第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことは明らかである。後者については、民生委員等は、民生委員法及び児童福祉法により設けられた特別職の地方公務員であるが、次期民生委員等候補者として選任されること自体は、職務遂行に係る情報そのものではないため本号ただし書ウには該当せず、職務遂行に係る情報ではない場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、ただし書アに該当せず、また、その性質上ただし書イに該当しない。

したがって、民生委員等の候補者氏名は、条例第7条第1号に該当する。

(3) 新・再任別の個人識別性について

実施機関は、本件各文書中の非公開とした新・再任別から、特定の個人を識別することができるとしている。そこで、新・再任別から特定の個人、すなわち民生委員等の候補者を識別することができるか否かについて以下で検討する。

仮に、ある地区の候補者全員が再任であって、かつ、候補者数と改選前の民生委員等の数が一致する場合には、当該地区の改選前の民生委員等の氏名が分かれば、改選前の民生委員等が全員次期の民生委員等となるため、候補者氏名が識別されることは明らかである。

ここで、民生委員等の氏名の取扱いについてであるが、異議申立人は、前記第3の1及び3に記載のとおり、当該地区住民以外には民生委員等の名簿は公開されて

いない旨を主張しているものの、実施機関によれば、民生委員等の氏名については、請求者の居住地区にかかわらず、公開請求等により既に公開されているとのことである。

そうすると、過去の民生委員等の氏名も、公開請求等により把握が可能であり、他の情報に当たると解される。

したがって、新・再任別は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報となる場合があると認められる。

(4) 本件各文書における非公開部分について

当審査会で本件各文書を見分したところ、全ての地区において新・再任別が非公開とされていた。ここで仮に、候補者全員が再任である地区に限り新・再任別を非公開とし、それ以外の地区では新・再任別を公開した場合には、ある地区において候補者全員が再任であることを明らかにすることになり、候補者数と改選前の民生委員等の数が一致する場合、上記と同様、当該地区の改選前の民生委員等の氏名が分かれば、当該地区における候補者氏名が識別されることとなる。

以上のことから、全ての地区において新・再任別を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に關与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

別表

(あ)	諮問書	平成22年 4月 9日付け大住吉生第19号
(い)	決定	平成22年 2月23日付け大住吉生第569号による部分公開決定
(う)	請求日	平成22年 2月 9日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月19日開催の住吉区民生委員推薦会で委員に配付された全資料 ・大阪市民生委員・児童委員推薦要綱 ・民生委員法施行令
(お)	公文書の件名	<p>【本件文書 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員候補者名簿（区推薦会提出用）（墨江地区分、清水丘地区分、遠里小野地区分、東粉浜地区分、住吉地区分、長居地区分、依羅地区分、南住吉地区分、山之内地区分、苅田地区分、苅田南地区分及び苅田北地区分）（平成19年10月19日配付資料） <p>【本件文書 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員候補者名簿（区推薦会提出用）（墨江地区分、清水丘地区分、遠里小野地区分、東粉浜地区分、住吉地区分、長居地区分、依羅地区分、南住吉地区分、山之内地区分、苅田地区分、苅田南地区分及び苅田北地区分）（平成19年10月19日配付資料）
(か)	公開しないこととした部分	個人の順位、氏名、年齢、性別、職業、住所、公職、新・再任別及び備考
(き)	上記の部分を公開しない理由	<p>条例第 7 条第 1 号に該当 （説明）</p> <p>上記の情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p>
(く)	担当	住吉区 生活支援担当
(け)	異議申立て	平成22年 3月 9日
(こ)	本件関連決定	平成22年 2月23日付け大住吉生第568号による公開決定

(さ)	公文書の件名 (本件関連文書)	<ul style="list-style-type: none"> ・区推薦会次第(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・住吉区民生委員推薦会委員名簿(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・平成19年民生委員・児童委員一斉改選候補者内申数一覧表(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・平成19年主任児童委員一斉改選候補者内申数一覧表(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・民生委員・児童委員 主任児童委員の年齢要件(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・平成19年度民生委員・児童委員一斉改選各地区準備会開催状況一覧表(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・民生委員・児童委員及び主任児童委員改選手順(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・第4 推薦団体の運営に関する事項(平成19年10月19日配付資料 住吉区分) ・大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱(住吉区保管分) ・民生委員法施行令(住吉区保管分)
-----	--------------------	---

(参考) 答申に至る経過

平成22年度諮問受理第2号

年 月 日	経 過
平成22年4月9日	諮問
平成22年6月23日	異議申立人から意見書の提出
平成22年7月12日	実施機関理由説明
平成22年9月27日	審議(論点整理)
平成22年10月25日	審議(答申案)
平成22年11月11日	審議(答申案)
平成22年12月17日	答申